

2025年度輝くまちづくり交付金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決を通じて地域の活性化につながる新たな取組を支援するため、輝くまちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この交付金の交付の対象となる団体は、釧路市内に活動拠点を有し、釧路市の活性化につながる事業を行う団体及び民間事業者（以下「実施団体」という。）で、次の要件を満たすものとする。

- （1） NPO法人、市民団体（趣味のサークルは除く。）、民間事業者であること。
- （2） 組織の運営に関する規則を有し、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する団体であること。
- （3） 予算、決算などについて適正な会計管理が行われていること。
- （4） 宗教活動や政治活動を目的とした団体等でないこと。
- （5） 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

（対象事業）

第3条 この交付金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす事業とする。ただし、第4条ただし書きによる継続事業の場合は、第2号のうち過去の釧路市の類似補助金等による事業を含めて新たな取組であることの要件を除くものとする。

- （1） 市が設定した課題テーマであること。
- （2） 多くの市民参加が見込まれる公益的・公共的な内容で、過去の釧路市の類似補助金等による事業を含めて新たな取組であること。
- （3） 地域課題の解決や地域の活性化につながる事業であること。
- （4） 具体的な成果目標があり、釧路市に広く波及効果が見込まれる事業であること。
- （5） ソフト系事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、対象としないものとする。

- （1） 釧路市からの他の補助金等を受けている（申請している）事業。
- （2） 定例の講演会、イベント、祭り等の年中行事。
- （3） 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業。
- （4） 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業。
- （5） その目的が主に物品販売である事業。
- （6） 公序良俗に反するもの。
- （7） 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの。
- （8） 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。

- (9) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

（実施期間）

第 4 条 対象事業の実施期間は、単年度の事業とする。ただし、毎年度の審査において継続して実施することが適当であると判断されたものについては、3 年を限度に継続することができる。

（交付対象経費）

第 5 条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第 3 条に規定する対象事業に要する経費から、次の各号に掲げる経費を除いたものとする。ただし、(11) 及び(12)に該当する経費については、対象事業の全体経費に含めることができないこととする。

- (1) 当該団体の経常的な運営維持管理経費
- (2) 人件費
- (3) 事業費全体の 1 割を超える謝礼
- (4) 飲食費（食事、弁当、茶菓子等）
- (5) 商品券等の金券購入代金
- (6) 記念品の購入等の経費
- (7) 家屋等の家賃（敷金、礼金等も含む。）
- (8) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (9) 備品購入費
- (10) 物品販売に係る原材料費
- (11) 領収書等により、実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (12) その他、対象事業に直接関係のない経費、市長が社会通念上適正でないと認めた経費

（交付対象事業の公募）

第 6 条 市長は、実施団体からの対象事業の提案を受けるものとし、公募に当たっては、募集要領を定めるものとする。

- 2 前項の募集要領には、募集期間、審査の方法及び基準等の必要事項を記載するものとする。
- 3 提案者は、第 1 項に規定する募集要領により、市役所各部との連携に努め、必要な書類を市長に提出するものとする。なお、提出された書類に個人情報が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律の規定により取り扱うものとする。

（交付対象事業の選考及び決定等）

第 7 条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けた事業について、有識者による審査会において審査を行い、結果について公表及び提案した実施団体に通知するものとする。

（交付金の申請及び決定）

第 8 条 前条の規定により交付対象事業として採択の通知を受けた実施団体（以下「交付団体」という。）は、所定の期日までに、輝くまちづくり交付金交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付し提出するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定書（様式第2号）により交付団体に通知するものとする。

（交付金の請求及び交付）

第9条 交付団体は、前条第2項規定により交付金交付決定書を受けた後、輝くまちづくり交付金交付請求書（様式第3号）により、交付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 交付金の交付決定通知を受けた交付団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付金交付決定書を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

（変更等の承認事項）

第11条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、輝くまちづくり交付金事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を得なければならないものとする。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なもの（事業費の2割以内の変更等）についてはこの限りではない。

（1）対象事業の内容を変更（事業費の変更を含む。）しようとするとき。

（2）対象事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、書面により通知するものとする。

（事故報告等）

第12条 交付団体は、対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は、当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、指示を受けなければならないものとする。

（状況報告）

第13条 交付団体は、11月に、事業実績中間報告書（様式第5号）により、連携する市の担当課及び市民協働推進課に対し事業の実施状況について報告しなければならないものとする。ただし、事業が既に終了している場合には、この限りではない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付団体に対し対象事業の遂行の状況に関し、報告させることができるものとする。

（実績報告）

第14条 交付団体は、対象事業完了の日から起算して1カ月以内又は、当該年度の末日のいずれか早い期日までに、輝くまちづくり交付金事業実績報告書（様式第6号）に、必要書類を添付して、市長に報告しなければならないものとする。第11条の規定により中止の承認を得た場合も、同様とする。

2 市長は、前項の実績報告書等の内容を公表し、市民に周知するものとする。

（交付金の額の確定）

第 15 条 前条の実績報告書の提出があったときは、市長は直ちにその内容を確認し、交付金の額を確定し、交付団体に通知（様式第 7 号）するものとする。

（交付決定の取消等）

第 16 条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付を取り消し又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 支出された対象経費が、交付金の交付額に満たなかったとき。
- （2） 対象事業の実施が困難となり、変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）の提出を受けたとき。
- （3） 交付金を交付の目的以外に使用したとき。
- （4） 偽り、その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- （5） その他法令等に違反する等交付することが不適當であると認められるとき。

（関係書類の整理等）

第 17 条 交付団体は、対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、対象事業の完了した日の属する会計年度終了後、5 年間保管しておかなければならない。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、2025 年 4 月 7 日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条第 1 項）

2025 年度 輝くまちづくり交付金 交付申請書		
年 月 日		
釧路市長	あて	
	申請者 住所	
	団体名	
	氏名（代表者職氏名）	
2025 年度輝くまちづくり交付金事業に対する交付金の交付を受けたいので、輝くまちづくり交付金交付要綱第 8 条の規定により申請します。		
申請者の概要 （法人の場合のみ記載）	主たる事業	
	資本金等	資本金 万円
	従業員数	（常時雇用する者） 人
事業名		
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
交付金申請額	金 円	
添付書類	(1)事業計画書 (2)(前年度の)年度収支決算書 (3)(前年度の)年度事業実績報告書 (4)その他の書類(団体の規約、法人の定款等)	

別紙

2025年度 輝くまちづくり交付金 事業計画書

1 事業内容

団体名	
事業名	
課題テーマ	
事業目的	
事業内容	
成果目標	
波及効果	
実施体制	
連携する市担当課	無 ・ 有 （ 部 課 ・ 室）
連携する市担当課が 果たすべき役割 （※有の場合）	

2 概算経費と積算内訳

(収入)

費目	予算額 (円)	内訳
輝くまちづくり交付金		
合 計		

(支出)

費目	予算額 (円)	内訳
対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

3 事業スケジュール

月	事業内容	備考
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		

年 月 日

釧路市協指令第 号

住所

団体名

氏名（代表者職氏名）

様

市長名

印

交付金交付決定書

年 月 日付で申請及び請求のあった 2025 年度輝くまちづくり交付金事業に対する交付金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付対象事業

2 交付決定額 金 円

3 交付金の交付 交付決定後、請求の日から 14 日以内に指定の口座に振込みます。

4 交付条件

- （1）交付金は、目的以外に使用しないこと。
- （2）事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- （3）事業終了後 1 カ月以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、事業実績報告書、その他必要な書類を作成し、市長に提出すること。
- （4）交付条件に違反したとき若しくは不正な行為がなされたとき又は輝くまちづくり交付金交付要綱第 16 条の規定に該当したときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

5 前項第 4 号の規定により処分をするときは、その理由を明示した書面を交付するものとする。

6 交付を受けた者は、交付対象事業に関する書類、帳簿等を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

7 事業で実施するイベント等のポスターやチラシ及び看板等に、当交付金採択事業の表示を行うものとする。

8 交付を受けた者であって、別に指定するものは、釧路市情報公開条例（平成 17 年釧路市条例第 24 号）第 24 条の規定に基づき、経営状況を説明する文書その他の情報の公開に努めるとともに、市の求めに応じてその保有する文書を提出するものとする。

様式第 3 号（第 9 条関係）

2025 年度 輝くまちづくり交付金 交付請求書

年 月 日

釧路市長 様

住所
団体名
氏名（代表者職氏名）

年 月 日付釧市協指令第 号で通知のあった2025年度輝くまちづくり交付金について、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額 金
- 3 請求額 金

振込先			
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 店		
口座種別	当座・普通	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	()		
本件責任者 (連絡先)	()		
担当者 (連絡先)	()		

※本件責任者及び担当者の欄は必ず記入願います。
※本件責任者と担当者の内容が同一でも構いません。

様式第4号（第11条関係）

2025年度 輝くまちづくり交付金 事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

釧路市長 あて

申請者 住所
団体名
氏名（代表者職氏名）

年 月 日付釧市協指令第 号で決定通知を受けた2025年度輝くまちづくり交付金事業について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

1 事業名

2 変更（中止）理由

3 変更（中止）月日 年 月 日

4 変更する事項 申請者名等・交付決定額・事業計画
（該当する項目に○をつけてください）

5 変更内容

変更前	変更後

※欄内に収まらない場合は、別紙（任意様式）としてください。

※中止の場合、4、5の記載は不要です。

※市役所記載欄

☐ 内容を審査した結果、適正と認め変更（中止）を承認いたします。

☐ 内容を審査した結果、不適正であるため変更（中止）は承認いたしません。

年 月 日

釧路市長 印

様式第 5 号（第 1 3 条第 1 項）

2 0 2 5 年度輝くまちづくり交付金 事業実績中間報告書

年 月 日

釧路市長 様

報告者 住 所
団体名
氏名（代表者職氏名）

年 月 日付釧市協指令第 号で交付決定を受けた 2 0 2 5 年度輝くまちづくり交付金事業について、下記のとおり報告いたします。

記

1 実施事業の中間報告

実施事業の名称	
変更点の有無	無 ・ 有
変更点の内容	
実施状況	

様式第 6 号（第 1 4 条第 1 項）

2 0 2 5 年度輝くまちづくり交付金 事業実績報告書

年 月 日

釧路市長 様

報告者 住 所
団体名
氏名（代表者職氏名）

年 月 日付釧市協指令第 号で交付決定を受けた 2 0 2 5 年度輝くまちづくり交付金事業について、下記のとおり報告いたします。

記

1 実施事業の名称等

実施事業の名称	
既受領済交付金額	円
実施事業の事業費 (内対象事業費)	円 (円)
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 事業内容

(1)別紙 実施報告書

(2)添付書類

- ・ 事業の成果物（作成した印刷物、写真等）
- ・ 支出内容が確認出来る書類（請求書、領収書、納品書、委託契約書等）

別紙

2025年度 輝くまちづくり交付金 実施報告書

1 事業内容

団体名	
事業名	
課題テーマ	
事業目的	
事業内容	
事業展開	
成果目標の達成状況	
波及効果の達成状況	
実施体制	
連携した市担当課	無 ・ 有 （ 部 課・室）
連携した市担当課が 果たした役割 （※有の場合）	

2 支出決算書と支出内訳

(収入)

費目	決算額 (円)	内訳
輝くまちづくり交付金		
合 計		

(支出)

費目	決算額 (円)	内訳
対象経費		
小 計		
対象外経費		
小 計		
合 計		

様式第7号（第15条関係）

2025年度輝くまちづくり交付金額確定通知書

釧 市 協 第 号
年 月 日

申請者 様

釧路市長 印

年 月 日付で実績報告のあった2025年度輝くまちづくり交付金事業について、内容を確認し、下記のとおり交付金額が確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 事業名 | |
| 2 | 交付金確定額 | 金 円 |
| 3 | 交付金返還の有無 | 有 ・ 無 |
| 4 | 交付金返還額 | 金 円 |